伊藤　政廣　金森　一美　清田　勝利
柴崎　吉男　中井　勝　日高　守
宮井　俊廣　宮田　憲治　山口　幸則
山田　善仁

従六位に叙する（各通）
堤　和重　徳永　豊博
中村　辰夫　余田　賢三

正七位に叙する（各通）
枝久保常行　土谷　信二　中谷　照藏

従七位に叙する（各通）（以上五月二十九日）
（宇都宮大学名誉教授）　田原　博人
（広島大学名誉教授）　丸尾　譲

正四位に叙する（各通）
石渡　欣一　田中　侃
利　綱男　山本　浩

従五位に叙する（各通）
石倉　初泉　文雄　児島　勝
田畑　剛藤東　正典　百瀬　和彌

従六位に叙する（各通）
上村豊三郎　谷岡　昭雄　奈和手克億
原口　博　藤多　玲象　前原　弘道

従六位に叙する（各通）
加納藤吉郎　角園　一男

正七位に叙する（各通）
重命　功一　西　文明

従七位に叙する（各通）（以上五月三十日）
眞貝　吉治　永松　邦文

従五位に叙する（各通）
池田　利貞　落合　光子　津田　桂伸
西脇　英雅　野中　儀一　羽野　二郎
村山　忠幸

正六位に叙する（各通）
志村　剛裕　無雁　正和　茂田　重和
矢島　七郎　山本　勇

従六位に叙する（各通）
小池　武郎　佐々木信男　額賀　傳

正七位に叙する（各通）
坂本　孝　古谷　昇

従七位に叙する（各通）（以上五月三十一日）
（大阪大学名誉教授）　久我　清　岩渕　秀樹

正四位に叙する
音　政次

従四位に叙する
川股　博　佐藤　好助
橋本　佳二　宮地　正行

正六位に叙する（各通）
新井　英人　石塚　隆
今田　宏務　佐伯　源吾　三宅　實
矢野　仁一　山本　裕介

従六位に叙する（各通）
小柳　太　三塚　富男

正七位に叙する（各通）
伊藤　哲雄　金田　良一

従七位に叙する（各通）（以上六月一日）
細谷　達司
今　忠道

従五位に叙する
古屋　隆慶

正七位に叙する（以上六月二日）
田中　侃

正六位に叙する
小野　覺

従六位に叙する
片岡　隆

正七位に叙する（各通）
宮澤幸二郎
近藤　正夫

従七位に叙する（以上六月三日）
粕田　良一
木村　茂雄
柳本　明彦
保崎　義範
太田　充

正七位に叙する
三輪　章

従七位に叙する（以上六月五日）
青嶋　修

正七位に叙する（六月七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（五月二十九日）
藤田　吉雄
津田　桂伸

旭日双光章を授ける
林　暢　福浦　輝男

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
風間　忠男

旭日単光章を授ける（六月二日）
佐藤　龍也

旭日単光章を授ける（六月三日）
佐藤　静雄

旭日単光章を授ける（六月四日）
（神戸大学名誉教授）　足立　正樹

瑞宝中綬章を授ける
桐澤　孝男

瑞宝小綬章を授ける
小野耕次郎　金森　一美
伊藤　政廣　中村　辰夫
中井　勝　山口　幸則
山田　善仁　余田　賢三

瑞宝双光章を授ける（各通）
猪俣　義光　枝久保常行
堀　行夫　川本喜代司
宮田　憲治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十九日）
（広島大学名誉教授）　丸尾　譲

瑞宝中綬章を授ける
田中　侃

瑞宝小綬章を授ける
利　綱男

瑞宝双光章を授ける（各通）
志賀　龍一　重命　功一　藤東　正典
滝野　修　七役　幸隆　高杉　暁

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十日）
西脇　英雅　額賀　傳　羽野　二郎
無雁　正和　村山　忠幸　茂田　重和

瑞宝双光章を授ける（各通）
志村　剛裕　山本　勇

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
音　政次　宮地　正行　山本　裕介

瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　英人　伊藤　哲雄　金田　良一
小村　賢昭　今田　宏務　関　義博
高日今朝士　西端　優

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）
近藤　正夫

瑞宝単光章を授ける（六月三日）
保崎　義範

瑞宝単光章を授ける（六月四日）
太田　充　木曽　幹夫　三輪　章

瑞宝単光章を授ける（各通）（六月五日）
青嶋　修

瑞宝双光章を授ける
松井　博

瑞宝単光章を授ける（以上六月七日）

御祝電

天皇陛下は、カーボベルデの独立記念日につき、七月四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

皇室事項

官庁報告

官庁事項

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、総務省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年７月８日　総務大臣　村上誠一郎

総務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関に指定されたこと並びに総務省の防災・危機管理体制強化に伴う所要の改正を行うため。

二　修正年月日　令和７年７月１日

三　修正の要旨　指定地方行政機関と関係機関との協力体制の確立に関する記載及び緊急参集チーム要員の修正等。

国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該事業の変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、当該計画の変更については、上記の審査請求のほか、当該計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年７月８日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営横手西部土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間
令和７年７月８日から令和７年７月29日まで

３　縦覧場所
農林水産省東北農政局のウェブサイト